

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年2月2日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月2日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは1番の原子力規制委員会の関係です。

(1) 第53回原子力規制委員会。議題は5つございます。

議題1、東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について。こちらは昨年11月11日の原子力規制委員会におきまして、福島第一原子力発電所敷地内の分析研究施設の実効線量に関する線量告示の改正案の意見募集について了承が得られました。その意見募集の結果を報告するとともに、告示の改正案の放射線審議会への諮問について委員会に諮るものです。

続きまして、議題の2、個人の線量管理と線源の規制に関する法令の規定について。こちらは昨年10月28日の原子力規制委員会におきまして、先ほどの議題1に係る告示の改正について1回目の審議が行われております。その際に、告示の条文の規定ぶりについて委員より指摘があったところでして、そのような条文が規定された経緯と今後の対応方針について委員会に諮るものです。

続きまして、議題の3です。緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームの設置について。こちらは原子力災害対策指針において、緊急時には甲状腺被ばく線量モニタリングを行うこととされております。そこで今回、対象者の要件などを詳細について検討するための検討チームの設置について委員会に諮るものです。

続きまして、議題の4です。重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に関する対応について。こちらですが、まず、一般に鉛などの重金属は有害物質として、その処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法で規制されています。ただし、いわゆる放射性廃棄物は今申し上げた廃掃法の規制対象外となっております。ということをお前提にしまして、ところが放射性廃棄物の中には、今申し上げた鉛などの重金属、有害物質が含まれている場合がございます。そうするとその場合、必ずしも原子炉等規制法の規制対象とも言い切れないところがありまして、いわゆる規制上の取扱いが

明確になっておりません。そのような現状を踏まえまして、今後、そのような放射性廃棄物、いわゆる有害物質、重金属等を含むような放射性廃棄物の埋設処分の申請があった場合の対応方針について委員会に諮るものです。

最後です。議題5、基準地震動の策定に関する審査における不確かさの反映の具体例。こちらですが、昨年12月16日の原子力規制委員会におきまして、基準地震動の策定に係る審査についてという資料が取りまとめられております。その際、今後技術的な内容についても説明を加えるよう指示があったことから、具体例として大飯発電所における地震動評価を取り上げて、その際の地震動評価の審査について、改めて審査の流れなどを詳しく説明するものです。

続きまして、その下です。(2) 第54回原子力規制委員会臨時会議。こちらは2月8日月曜日の10時半からとなります。

議題は、中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の取りまとめについて(その2)。こちらは1月26日の原子力規制委員会臨時会議におきまして、関西電力美浜発電所の核物質防護規定変更認可に関する審査が行われております。その際に論点が残って結論が保留になりましたことから、今回、2回目の審議を行うものです。

原子力規制委員会の関係は以上となります。

2番の審査会合で1個追加がございます。2ページ目を御覧ください。真ん中ですが、2月4日木曜日の(4)大飯3号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示に係る公開会合(第10回)。金子長官官房審議官の対応となります。

こちらですが、いわゆる配管溶接部に亀裂が発生した事象に関しまして、発生原因から今後の対応までを整理した結果について、関西電力から改めて説明を受けるものです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

明日の定例会の関係で伺いたいのですが、まず、議題3の緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームの設置についてなのですが、このタイミングで検討チームの設置になったのはなぜなのでしょう。

○児嶋総務課長 今までもいろいろな検討事項がありまして、優先順位をつけて検討は行ってきましたが、いろいろな測定機器もいろいろと高度化されてまいりまして、そういう意味において今、改めてより実務を高度化するために検討を始めるものです。

○記者 分かりました。

あと、議題の5番目なのですけれども、不確かさの反映の具体例として大飯のケースとおっしゃいましたけれども、具体的にもう少し詳しく教えていただきたいのと、つまりこれは大飯の基準地震動がどのように決まったのかということのを改めて説明するというのでいいのですか。

○児嶋総務課長 今おっしゃったとおりで、12月16日にまとめた資料、A4の2枚でしたので、より詳しく説明をするものです。

○記者 最後にしますが、要は例えばどのように3連動を考慮したかだったりとか、そういったような本当に具体的な経緯みたいなものが説明されるというイメージでいいのですか。

○児嶋総務課長 ある程度そのとおりです。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ツカモトさん。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

同じく議題5なのですけれども、これは訴訟のほうと何か関連してくる、例えば裁判資料としても何か検討に置くとか、そういうことはあり得るのですか。

○児嶋総務課長 我々としては、訴訟を念頭に置いて説明するものではございません。正により詳しく説明しようという意図で、今回資料として議題になっているものです。

○記者 分かりました。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

では、シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

私も議題4についてお伺いしたいのですが、これは廃掃法で対象になっていないと。今はこちらの対象になっているということで、そうするとこれは何が問題になってきて、どうしたいと考えているか、その辺をもう少し詳しくお伺いしてもよろしいですか。

○児嶋総務課長 どうしたいかが正に今回委員会で御議論いただくのですけれども、論点としましては、基本的に放射性廃棄物が廃掃法から外れているわけです。ところが放射性廃棄物の中にいわゆる重金属が入っている。有害物質ですと。放射性廃棄物である以上は、基本的には原子炉等規制法の枠内で処理をするのですが、正に原子炉等規制法の枠内で埋設処分というのは、いわゆる線量が外に出ていかないかどうかという観点でしか規制していませんので、いわゆる有害物質に関して自然に漏れ出して、そこのところで自然に悪影響を与えるかどうかという観点での規制の対象ではないのです。

ところで、少なくともそこにフォローをしておかないと、重金属の入った放射性廃棄物を埋設処分したときに、有害物質の観点で自然に影響があるかないかというところが

必ずしも担保できていない。そういう場合、どうしたらいいのかということについて、一定の方針を作って、今回、委員会にお諮りするものです。

○記者 理解できました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—